

会社法第794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に関する事前備置書類)

2021 年 2 月 19 日
株式会社ビーネックスグループ

2021年2月19日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

株式会社ビーネックスグループ
東京都港区東新橋二丁目14番1号
代表取締役社長 西田 穰

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、株式会社夢真ホールディングス（以下「夢真ホールディングス」）との間で、2021年4月1日を効力発生日として両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること（以下「本経営統合」）を決議し、当社を吸収合併存続会社、夢真ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）に係る合併契約（以下「本合併契約」）を締結いたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、本合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

2021年1月29日付で当社と夢真ホールディングスが締結した本合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

(1) 本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	夢真ホールディングス (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当比率	1	0.63

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」）

夢真ホールディングスの株式1株に対して、当社の株式0.63株を割当て交付します。ただし、夢真ホールディングスが保有する自己株式3,051,331株（2020年9月30日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する当社の株式数：普通株式：47,760,683株（予定）

上記の交付株式数は、今後、夢真ホールディングスの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時（以下「基準時」）までの間に夢真ホールディングスの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、当社は、その保有する自己株式1,569株（2020年12月31日現在）を本合併による株式の割当てに充当し、残数については新たに普通株式を発行することを想定しています。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる夢真ホールディングスの株主の皆様におかれましては、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単

元未満株式を売却することはできません。

① 元未満株式の買増制度（1 単元（100 株）への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款の規定に基づき、当社の元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する元未満株式と合わせて 1 単元（100 株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

※なお、当社の定款の元未満株式の買増制度に係る規定は、2021 年 3 月 26 日に開催予定の当社の株主総会において、同規定の新設を含む定款の一部変更議案が承認されることにより追加される予定です。

② 元未満株式の買取制度（1 単元（100 株）未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注 4） 1 株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる夢真ホールディングスの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

（注 5） 自己株式の承継

夢真ホールディングスは、当社の普通株式 200 株を所有しているため、合併に伴い、当該株式は当社に自己株式として承継されることとなります。

当該株式の夢真ホールディングスにおける帳簿価額は 102,200 円であり、当該自己株式の取扱いについては、当社の資本政策等を踏まえ、当社において今後決定する予定です。

（2）本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び夢真ホールディングスは、本合併に用いられる合併比率の算定に当たって公正性・妥当性を期すため、それぞれが独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。当社は第三者算定機関として株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」）を起用し、夢真ホールディングスは第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザーズ株式会社（以下「トラスティーズ」）を起用いたしました。

両社は、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれ両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記「（1）本合併に係る割当ての内容」に記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

イ 算定に関する事項

i. 算定機関の名称及び各社との関係

当社の第三者算定機関である SBI 証券は、当社及び夢真ホールディングスの関連当事者には該当せず、当社及び夢真ホールディングスとの間で重要な利害関係を有しません。

また、夢真ホールディングスの第三者算定機関であるトラスティーズは、当社及び夢真ホールディングスの関連当事者には該当せず、当社及び夢真ホールディ

ングスとの間で重要な利害関係を有しません。

ii. 算定の概要

SBI証券は、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	夢真ホールディングス	
市場株価法	市場株価法	0.55～0.63
類似会社比較法	類似会社比較法	0.58～0.67
DCF法	DCF法	0.53～0.72

市場株価法においては、SBI証券は、算定基準日を算定書作成日の前営業日である2021年1月28日として、当社及び夢真ホールディングスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（当社は、算定基準日：1,266円、1ヶ月間：1,215円、3ヶ月間：1,154円、6ヶ月間：1,146円、夢真ホールディングスは、算定基準日：720円、1ヶ月間：696円、3ヶ月間：719円、6ヶ月間：698円）を基に算定しております。

類似会社比較法においては、SBI証券は、当社については、当社の主要事業である技術者派遣事業を営んでいる国内上場会社のうち、当社との事業規模等の類似性を考慮し、当社を含む、テクノプロ・ホールディングス株式会社、株式会社アウトソーシング、株式会社メイテック及び株式会社アルプス技研を類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。また、夢真ホールディングスについては、夢真ホールディングスの主要事業である技術者派遣事業を営んでいる国内上場会社のうち、夢真ホールディングスとの事業規模等の類似性を考慮し、株式会社夢真ホールディングスを含む、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び株式会社アウトソーシングを類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。

DCF法においては、SBI証券は、当社について、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.23%～7.73%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を-0.25%～+0.25%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンダードアロンベースの計画を前提として作成しております。他方、夢真ホールディングスは、夢真ホールディングスが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.14%～7.64%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を-0.25%～+0.25%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、ス

タンドアロンベースの計画を前提として作成しております。

SBI証券は、合併比率の算定に関して当社及び夢真ホールディングスから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で SBI証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。SBI証券は当社及び夢真ホールディングス並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。SBI証券は、提供された当社及び夢真ホールディングスの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。SBI証券の算定は2021年1月28日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

一方トラスティーズは、両社の株式価値の算定手法として、両社ともに市場株価が存在していることから市場株価法を、また両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	夢真ホールディングス	
市場株価法	市場株価法	0.55～0.63
類似会社比較法	類似会社比較法	0.56～0.71
DCF法	DCF法	0.51～0.70

市場株価法においては、トラスティーズは、算定基準日を算定書作成日の前営業日である2021年1月28日として、当社及び夢真ホールディングスの普通株式の東京証券取引所における算定基準日、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（当社は、算定基準日：1,266円、1ヶ月間：1,215円、3ヶ月間：1,154円、6ヶ月間：1,146円、夢真ホールディングスは、算定基準日：720円、1ヶ月間：696円、3ヶ月間：719円、6ヶ月間：698円）を基に算定しております。

類似会社比較法においては、トラスティーズは、当社については、当社の主要事業である人材派遣事業を営んでいる国内上場会社のうち、当社との事業規模等の類似性を考慮し、テクノプロ・ホールディングス株式会社、株式会社メイテック、株式会社アルプス技研及び株式会社フォーラムエンジニアリングを類似会社として抽出し、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。また、夢真ホールディングスについては、夢真ホールディングスの主要事業である人材派遣事業を営んでいる国内上場会社のうち、夢真ホールディングスとの事業規模等の類似性を考慮し、テクノプロ・ホールディングス株式会社、株式会社フォーラムエンジニアリング及び株式会社コプロ・ホールディングスを類似会社として抽出

し、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。

DCF法においては、トラスティーズは、当社について、当社が作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は8.91%~9.71%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を0.25%~0.75%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。他方、夢真ホールディングスは、夢真ホールディングスが作成した財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.88%~8.48%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を0.25%~0.75%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提として作成しております。

トラスティーズは、合併比率の算定に関して当社及び夢真ホールディングスから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でトラスティーズに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。トラスティーズは当社及び夢真ホールディングス並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。トラスティーズは、提供された当社及び夢真ホールディングスの財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、夢真ホールディングスの同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。トラスティーズの算定は2021年1月28日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

iii. 公正性を担保するための措置

両社は、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、上記「ア 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2021年1月29日開催の両社の取締役会にて、それぞれ決議しました。

なお、当社及び夢真ホールディングスは、いずれも各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本合併の法務アドバイザーとして、当社はTMI総合法律事務所を、夢真ホールディングスは祝田法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所及び祝田法律事務所は、いずれも当社及び夢真ホールディングスから独立しており、重要な利害関係を有しません。

iv. 利益相反を回避するための措置

当社と夢真ホールディングスは資本関係が極めて希薄であり、構造的な利益相反

関係は生じないものの、上記「iii 公正性を担保するための措置」記載の措置に加え、以下のとおり、利益相反を回避するための措置を講じております。

当社は、2021年1月29日の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役3名及び社外監査役2名が出席したうえで、かかる社外取締役3名を含む取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

また、夢真ホールディングスは、2021年1月29日の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役3名及び社外監査役2名が出席したうえで、かかる社外取締役3名を含む取締役全員の一致により、本経営統合を決議しております。

(3) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、当社が定めます。当該額については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

3. 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

当社は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げる夢真ホールディングスの新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する夢真ホールディングスの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑥までの第2欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

各新株予約権者に対して新たに交付する当社の新株予約権（第2欄）は、夢真ホールディングスの各新株予約権（第1欄）の目的である株式の数を本合併比率に応じて調整した、実質的に同一の条件となる新株予約権であり、その内容は相当と判断しております。

なお、夢真ホールディングスは新株予約権付社債を発行しておりません。

	第1欄			第2欄	
	名称	内容	新株予約権の残存数(個)	名称	内容
①	株式会社夢真ホールディングス 第10回新株予約権	本合併契約の別紙①-1記載のとおり	4,899個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第2回新株予約権	本合併契約の別紙①-2記載のとおり
②	株式会社夢真ホールディングス 第11回新株予約権	本合併契約の別紙②-1記載のとおり	1,568個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第3回新株予約権	本合併契約の別紙②-2記載のとおり
③	株式会社夢真ホールディングス 第12回新株予約権	本合併契約の別紙③-1記載のとおり	647個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第4回新株予約権	本合併契約の別紙③-2記載のとおり
④	株式会社夢真ホールディングス 第13回新株予約権	本合併契約の別紙④-1記載のとおり	5個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第5回新株予約権	本合併契約の別紙④-2記載のとおり
⑤	株式会社夢真ホールディングス 第14回新株予約権	本合併契約の別紙⑤-1記載のとおり	—	株式会社夢真ビーネックスグループ 第6回新株予約権	本合併契約の別紙⑤-2記載のとおり

⑥	株式会社夢真ホールディングス 第15回新株予約権	本合併契約の別紙⑥-1記載のとおり	—	株式会社夢真ビーネックスグループ 第7回新株予約権	本合併契約の別紙⑥-2記載のとおり
---	-----------------------------	-------------------	---	------------------------------	-------------------

(注1)「新株予約権の残存数」欄には、2021年1月29日現在における残存個数を記載している。「株式会社夢真ホールディングス第14回新株予約権」及び「株式会社夢真ホールディングス第15回新株予約権」は、2021年2月8日を各新株予約権と引換えにする金銭の払込期日として、同日に発行されたものであり、同日現在の残存数はそれぞれ10,659個及び10,423個である。

(注2)本合併の効力発生日より前に、本表の①から⑥までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合には、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑥までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったとき(本表の⑤及び⑥の第1欄に掲げる新株予約権については発行されなかった場合を含む。)は、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめ、当該番号は欠番とする。

4. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

夢真ホールディングスは、2020年11月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、同社及び同社子会社の役員及び従業員(非正規雇用社員を除く。)に対し、同社第14回新株予約権及び同社第15回新株予約権を発行することを決議し、2021年2月8日付けでそれぞれ10,659個及び10,423個を発行しております。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)

当社は、2020年8月21日開催の取締役会において、「資本準備金の額の減少の件」を2020年9月30日開催の第16回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認可決され、2020年11月13日付けで資本準備金を3,363,520,650円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えております。

当社は、2021年1月6日付けで株式会社レフトキャピタルの株式を、対価を1,335百万円として取得したことにより同社を完全子会社化しております。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号)

当社の2020年6月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ23,383百万円及び11,946百万円で、純資産の額は11,436百万円です。

また、夢真ホールディングスの2020年9月30日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ22,797百万円及び8,518百万円で、純資産の額は14,279百万円です。

それぞれの会社について、上記時点から現在に至るまで、その資産の額、負債の額及び純資産の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本合併の効力発生日までにそのような事象が発生することも想定されていません。したがって、本合併の効力発生日以後の当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。さらに、本合併の効力発生日以後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測しておりません。

以上により、本合併の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以上

別紙 1

吸収合併契約の内容（会社法794 条第 1 項）

吸収合併契約書

株式会社ビーネックスグループ（以下「甲」という。）及び株式会社夢真ホールディングス（以下「乙」という。）は、2021年1月29日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号：株式会社ビーネックスグループ

住所：東京都港区東新橋二丁目14番1号

(2) 乙の商号及び住所

商号：株式会社夢真ホールディングス

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

第3条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の合計数（会社法第785条第1項に基づく株式買取請求に係る株式数を除く。）に0.63を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.63株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（本合併に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑥までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第1欄			第2欄	
	名称	内容	新株予約権の残存数(個)	名称	内容
①	株式会社夢真ホールディングス 第10回新株予約権	別紙①-1記載のとおり	4,899個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第2回新株予約権	別紙①-2記載のとおり
②	株式会社夢真ホールディングス 第11回新株予約権	別紙②-1記載のとおり	1,568個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第3回新株予約権	別紙②-2記載のとおり
③	株式会社夢真ホールディングス 第12回新株予約権	別紙③-1記載のとおり	647個	株式会社夢真ビーネックスグループ 第4回新株予約権	別紙③-2記載のとおり

④	株式会社夢真ホールディングス 第13回新株予約権	別紙④-1 記載のとおり	5 個	株式会社夢真ビー ネックスグループ 第5回新株予約権	別紙④-2 記載のとおり
⑤	株式会社夢真ホールディングス 第14回新株予約権	別紙⑤-1 記載のとおり	—	株式会社夢真ビー ネックスグループ 第6回新株予約権	別紙⑤-2 記載のとおり
⑥	株式会社夢真ホールディングス 第15回新株予約権	別紙⑥-1 記載のとおり	—	株式会社夢真ビー ネックスグループ 第7回新株予約権	別紙⑥-2 記載のとおり

(注 1) 「新株予約権の残存数」欄には、本契約締結日現在における残存個数を記載している。「株式会社夢真ホールディングス第14回新株予約権」及び「株式会社夢真ホールディングス第15回新株予約権」は本契約締結日現在未発行であり、2020年11月20日開催の乙の取締役会による発行決議に基づき、2021年2月8日を各新株予約権と引換えにする金銭の払込期日として、同日に発行を予定している。

(注 2) 本合併の効力発生日より前に、本表の①から⑥までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合には、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑥までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったとき（本表の⑤及び⑥の第1欄に掲げる新株予約権については発行されなかった場合を含む。）は、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめ、当該番号は欠番とする。

2. 甲は、本合併に際して、基準時における前項の表の①から⑥までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑥までの第2欄に掲げる甲の新株予約権1個を割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、甲が定めるものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本合併の手の続の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上これを変更することができる。

第7条（株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を得る。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する株主総会の決議を得る。

第8条（会社財産の引継ぎ）

甲は、本効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、相手方の同意を得てこれを行うものとする。

第 10 条 (剰余金の配当)

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、甲は、2020年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり17円及び総額729,744,227円を上限として、剰余金の配当を行うことができる。

第 11 条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までの間に、第7条に定める甲及び乙の株主総会の決議による承認が得られなかったとき又は法令等（外国の法令等を含む。）に定める本合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第 13 条 (協議事項)

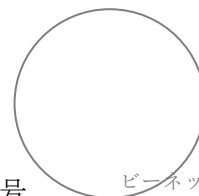
本契約に定めるもののほか、本合併に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

(以下余白)

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

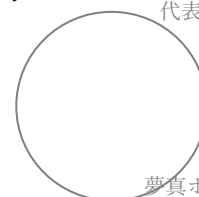
2021年1月29日

甲：東京都港区東新橋二丁目14番1号
株式会社ビーネックスグループ
代表取締役社長 西田 穰



ビーネックスグループ
代表印（実印）

乙：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社夢真ホールディングス
代表取締役社長 佐藤 大央



夢真ホールディングス
代表印（実印）

株式会社夢真ホールディングス 第10回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年4月1日から令和6年12月31日（但し、令和6年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成28年9月期乃至平成29年9月期の当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書における税引前純利益の累計額が40億円を超過している場合にのみ、下記③に定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき税引前純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも取締役会決議日前日終値に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記①の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(ア) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 50%

(イ) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の 100%

- ④ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権者が、当社の使用人である場合、当社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は本新株予約権を行使することができない。
- ⑥ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑦ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑧ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑨ 各本新株予約権の 1 個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 7. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記8. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ホールディングス 第 11 回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第 11 回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 801 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和2年4月1日から令和7年3月31日（但し、令和7年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成30年9月期と平成31年9月期の当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書における税引前純利益の累計額が60億円を超過している場合にのみ、下記②に定められた割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき税引前純利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (ア) 令和2年4月1日から令和4年12月31日
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 - (イ) 令和5年1月1日から令和7年3月31日
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会

社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ホールディングス 第12回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金929円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和2年12月25日から令和5年12月31日（但し、令和5年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、令和元年9月期における当社の建設技術者派遣事業のセグメント利益の額が58億円を超過し、かつ、令和2年9月期における当社の建設技術者派遣事業のセグメント利益の額が65億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべきセグメント利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 8 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ホールディングス 第13回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,500株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金634円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分

割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年1月31日から令和5年12月31日（但し、令和5年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の交付後、夢テクノロジーの役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ホールディングス 第14回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第14回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である令和2年11月19日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である74円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和4年1月1日から令和7年12月31日（但し、令和7年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- ① 令和4年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ② 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③ 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行

使することができるものとする。なお、以下では、当社の建設技術者派遣及び付随事業のセグメントに令和3年3月末時点において帰属する企業及び事業に係る営業利益、並びに令和3年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「建設系セグメント利益」という。

(ウ) 当社の第43期第2四半期報告書(令和2年10月～令和3年3月)における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、令和3年4月～令和3年9月の建設系セグメント利益の額の合計額が5,800百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.8%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

(エ) 令和3年10月～令和4年9月の建設系セグメント利益の額が6,200百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.2%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

(オ) 令和4年10月～令和5年9月の建設系セグメント利益の額が7,000百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が25.8%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ホールディングス 第15回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ホールディングス第15回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である令和2年11月19日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である74円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和5年1月1日から令和7年12月31日（但し、令和7年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる割合を限度とし、行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- ① 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ② 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③ 令和7年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。なお、以下では、当社のエンジニア派遣及び付

随事業のセグメントに令和3年3月末時点において帰属する企業及び事業に係る営業利益、並びに令和3年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益（但し、令和3年3月末時点において株式会社ビーネックスグループ及びその子会社に含まれる企業及び事業に係る営業利益は除く。）について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。

(ア) 当社の第43期第2四半期報告書（令和2年10月～令和3年3月）におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、令和3年4月～令和4年9月のエンジニア系セグメント利益の額の合計額が1,800百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

(イ) 令和4年10月～令和5年9月のエンジニア系セグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

(ウ) 令和5年10月～令和6年9月のエンジニア系セグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）

がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。なお、取得した場合は、これを適時開示する。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ第2回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式63株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付の吸収合併（以下、「本合併」という。）の効力発生日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和3年4月1日から令和6年12月31日（但し、令和6年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 本合併の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも本合併を承認する取締役会決議日前日終値に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他当社の認める正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が、当社または当社関係会社の使用人である場合、当社または当社関係会社の就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。

- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準

備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ第3回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式63株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付の吸収合併（以下、「本合併」という。）の効力発生日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1271円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己

株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和3年4月1日から令和7年3月31日（但し、令和7年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権を次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。この場合においてかかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、小数点第1位以下を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (ア) 令和3年4月1日から令和4年12月31日
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%
 - (イ) 令和5年1月1日から令和7年3月31日
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の100%
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準

備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ第4回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式63株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付の吸収合併（以下、「本合併」という。）の効力発生日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1474円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和3年4月1日から令和5年12月31日（但し、令和5年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）

がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ第5回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式945株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付の吸収合併（以下、「本合併」という。）の効力発生日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,006円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和3年4月1日から令和5年12月31日（但し、令和5年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本合併の効力発生日後、株式会社夢テクノロジー（以下、「夢テクノロジー」という。）の役員又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ② 新株予約権者が、夢テクノロジーの使用人である場合、夢テクノロジーの就業規則に定める降格以上の懲戒処分を受けた場合、当該処分以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が、夢テクノロジーの取締役である場合、会社法上、必要な手続を経ず、同法第356条第1項第1号に規定する競業取引、又は同条項第2号若しくは第3号に規定する利益相反取引を行った場合、当該取引以降は、本新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合、当該処分以降、本新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはで

きない。

- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ 第6回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式63株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付けの吸収合併(以下、「本合併」という。)の効力発生日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、117円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和4年1月1日から令和7年12月31日（但し、令和7年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- ① 令和4年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ② 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③ 令和6年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行

使することができるものとする。なお、以下では、株式会社夢真ホールディングスの建設技術者派遣及び付随事業のセグメントに令和3年3月末時点において帰属していた企業及び事業に係る営業利益、並びに令和3年4月以降に当該セグメントに新たに帰属する企業及び事業に係る営業利益について、本新株予約権の目的及び行使条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整した利益を「建設系セグメント利益」という。

(ア) 株式会社夢真ホールディングスの第43期第2四半期報告書(令和2年10月～令和3年3月)における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額と、令和3年4月～令和3年9月の建設系セグメント利益の額の合計額が5,800百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.8%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

(イ) 令和3年10月～令和4年9月の建設系セグメント利益の額が6,200百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が26.2%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

(ウ) 令和4年10月～令和5年9月の建設系セグメント利益の額が7,000百万円を超過且つ株式会社夢真の退職率が25.8%以下の場合

本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

株式会社夢真ビーネックスグループ 第7回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称

株式会社夢真ビーネックスグループ第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式63株とする。

なお、付与株式数は、当社及び株式会社夢真ホールディングス間における令和3年4月1日付けの吸収合併(以下、「本合併」という。)の効力発生日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、117円とする。

なお、本合併の効力発生日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本合併の効力発生日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替え

るものとする。

さらに、上記のほか、本合併の効力発生日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、令和5年1月1日から令和7年12月31日（但し、令和7年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、当該各号に掲げる割合を限度とし、行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- ①令和5年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- ②令和6年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3
- ③令和7年1月1日から令和7年12月31日まで
新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。なお、以下では、株式会社夢真ホールディング

スのエンジニア派遣及び付随事業のセグメントに令和3年3月末時点において
帰属していた企業及び事業に係る営業利益、並びに令和3年4月以降に当社の
エンジニア派遣及び付随事業のセグメントに新たに帰属する企業及び事業に係
る営業利益（但し、令和3年3月末時点において当社及びその子会社に含まれる
企業及び事業に係る営業利益は除く。）について、本新株予約権の目的及び行使
条件の趣旨を踏まえ、取締役会決議により合理的に設定した基準に基づき調整
した利益を「エンジニア系セグメント利益」という。

(ア) 株式会社夢真ホールディングスの第43期第2四半期報告書（令和2年10月
～令和3年3月）におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の
額と、令和3年4月～令和4年9月のエンジニア系セグメント利益の額の合
計額が1,800百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

(イ) 令和4年10月～令和5年9月のエンジニア系セグメント利益の額が2,500
百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

(ウ) 令和5年10月～令和6年9月のエンジニア系セグメント利益の額が5,000
百万円を超過した場合

本新株予約権の1/3行使可能

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更が
あった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社
（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係
会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但
し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限
りではない。新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社また
は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規
定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。
但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この
限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権
株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはで
きない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割
契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移
転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）

がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。なお、取得した場合は、これを適時開示する。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記8.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

別紙 2

吸収合併消滅会社についての最終事業年度に係る
計算書類等の内容

■ 夢真ホールディングスの2020年9月期に係る計算書類等

事業報告

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より指定国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）を適用しております。また、前連結会計年度の財務数値につきましても、IFRS適用下の財務数値に組み替えて比較分析しております。

当社は、労働人口が減少している日本において、特に顕著に高齢化及び若手不足が進んでいる「建設業界」と、IT技術が標準化し、企業の競争優位性を強化する要素としてIT投資への意欲が高まるにつれ、新たに普及期を迎える技術を有したエンジニア人材の不足が急速に進んでいる「IT業界」に対し、次代の業界を担う人材を早急に輩出すべく、人材の確保及び育成に注力してまいりました。

当連結会計年度（2019年10月1日～2020年9月30日）においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、これまで当社グループの成長ドライバーとして積極的に取り組んでいた採用活動を3月下旬頃より一時的に抑制し、建設技術者及びエンジニアの稼働維持に注力いたしました。

その結果、売上収益に関しましては、派遣単価の上昇に起因した建設技術者派遣及び付随事業とエンジニア派遣及び付随事業の伸張、また、前期に行ったM&Aにより新たに子会社化した会社が寄与し、前連結会計年度比6,163百万円（11.7%）増加の58,669百万円となりました。

営業利益に関しましては、派遣単価の上昇に加え、採用費をはじめとした販売費及び一般管理費を削減したことで、前連結会計年度比1,415百万円（36.4%）増加の5,306百万円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益に関しましては、前連結会計年度比607百万円（20.6%）増加の3,557百万円となりました。

当連結会計年度の業績は、下表のとおりとなります。

(単位：百万円)

	2019年9月期	2020年9月期	増減	増減率
売上収益	52,505	58,669	6,163	11.7%
営業利益	3,891	5,306	1,415	36.4%
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,949	3,557	607	20.6%

セグメント別の業績については、次のとおりとなります。なお、セグメント利益及び損失に関しましては、営業利益と調整を行った数値となります。また、当連結会計年度から報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で表示しております。

①建設技術者派遣事業

(単位：百万円)

	2019年 9月期	2020年 9月期	増減	増減率
売上収益	35,860	37,921	2,060	5.7%
セグメント利益	5,826	6,585	759	13.0%
期末技術者数	6,099人	5,348人	△751人	△12.3%
期中平均技術者数	5,746人	5,816人	70人	1.2%

<当事業の概況>

当社グループの中核事業であります建設技術者派遣及び付随事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感が強く、一時的に新規稼働の決定スピードが落ち着く状況となりました。しかしながら、建設業界が抱える技術者の「高齢化」「若手不足」という構造的な人材不足は依然として変わらないため、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない地方都市を中心として、派遣需要は堅調に推移いたしました。

当社グループとしましては、営業環境とのバランスを取りながら採用活動を推進すべく、年間採用人数を1,650人～2,300人と期初計画より修正し、実施いたしました。その結果、当連結会計年度において1,805人（前連結会計年度3,289人）の採用実績となりました。2020年9月末現在の在籍技術者数は前連結会計年度比751人減少の5,348人となっております。

<当事業の業績>

売上収益に関しましては、派遣単価が上昇したため、前連結会計年度比2,060百万円（5.7%）増加の37,921百万円となりました。

セグメント利益に関しましては、派遣単価が堅調に推移したことに加え、採用費をはじめとした販売費及び一般管理費が前連結会計年度比10.9%減少したことで、前連結会計年度比759百万円（13.0%）増加の6,585百万円となりました。

②エンジニア派遣事業

(単位：百万円)

	2019年 9月期	2020年 9月期	増減	増減率
売上収益	16,354	19,875	3,521	21.5%
セグメント利益	62	653	590	940.2%
期末エンジニア数	3,640人	3,579人	△61人	△1.7%
期中平均エンジニア数	3,078人	3,592人	514人	16.7%

<当事業の概況>

エンジニア派遣及び付随事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による先行き不透明感が強く、一時的に新規稼働の決定スピードが落ち着く状況となりました。しかしながら、依然として省人化および自動化への設備投資が活況な製造業界や、技術進歩が加速度的に進んでいるIT業界を中心として、底堅いエンジニア需要があります。

このような事業環境の下、増加するエンジニア需要に対応するべく、一時的な採用活動の抑制はしたものの、年間採用計画を990人～1,290人と期初計画から修正し、実施いたしました。また、期初より取り組んでいるグループエンジニアの高付加価値化や、営業体制におけるグループ会社間での連携強化など、継続して取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度において1,076人（前連結会計年度1,748人）の採用実績となりました。2020年9月末現在の在籍エンジニア数は前連結会計年度比61人減少の3,579人となっております。

<当事業の業績>

売上収益に関しましては、派遣単価の上昇により、前連結会計年度比3,521百万円（21.5%）増加の19,875百万円となりました。

セグメント利益に関しましては、売上高に対する販売費及び一般管理費比率が前連結会計年度比3.2ポイント改善し、前連結会計年度比590百万円（940.2%）増加の653百万円となりました。

③その他事業

（単位：百万円）

	2019年 9月期	2020年 9月期	増減	増減率
売上収益	362	981	619	170.9%
セグメント損失	△417	△241	176	—

<当事業の概況>

その他事業におきましては、人材紹介事業として海外人材を求めている日本企業への採用支援サービス事業及び日本企業の海外人材活用支援のため、ベトナム、フィリピン、台湾、韓国にて日本語教室を展開してまいりましたが、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい事業環境となりました。

また、教育関連事業として、前期行ったM&Aにより、オンラインでのプログラミング学習サービス事業を開始しており、前期において投資した広告宣伝効果により、売上・利益共に伸張いたしました。

<当事業の業績>

売上収益に関しましては、前連結会計年度比619百万円（170.9%）増加の981百万円となりました。

セグメント損失に関しましては、241百万円（前連結会計年度はセグメント損失417百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は544百万円であり、その主なものは次

のとおりであります。

株式会社夢真ホールディングス……管理システムの拡充

株式会社夢真……営業システムの拡充

株式会社夢テクノロジー……拠点の移転、営業システムの拡充

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より3,849百万円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年10月1日を効力発生日として、人材派遣事業を株式会社夢真に承継させる新設分割を行いました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社夢グローバルは、2020年9月1日付で当社の完全子会社である株式会社夢テクノロジーを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年4月30日付で株式会社アローインフォメーションの株式を取得し、連結子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況

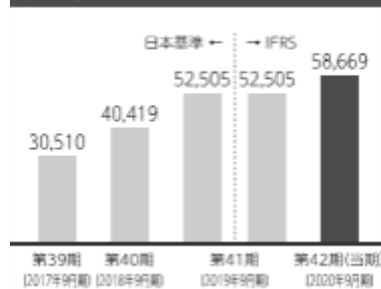
(単位：千円)

区 分	第39期 2017年9月期 (連結)	第40期 2018年9月期 (連結)	第41期 2019年9月期 (連結)		第42期 (当連結会計年度) 2020年9月期
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上収益	30,510,428	40,419,427	52,505,282	52,505,282	58,669,207
税引前利益	2,239,075	5,085,403	3,614,587	3,869,967	5,076,370
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,426,083	3,635,738	2,504,102	2,949,217	3,557,174
基本的1株当たり当期純利益	19円12銭	48円75銭	32円73銭	38円55銭	46円92銭
資産合計	20,461,033	23,571,433	28,863,510	30,346,973	36,399,150
資本合計	13,080,374	13,972,559	11,920,679	11,054,671	11,561,241

(注) 1. 第42期(当連結会計年度)からIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第41期のIFRSに準拠した数値を併記しております。なお、日本基準で表示している第39期(2017年9月期)から第41期(2019年9月期)までの各連結会計年度における各区分については、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」を意味するものとしてそれぞれ表示しております。

2. 当連結会計年度につきましては、前記の「(1) 事業の経過及び成果」をご参照ください。

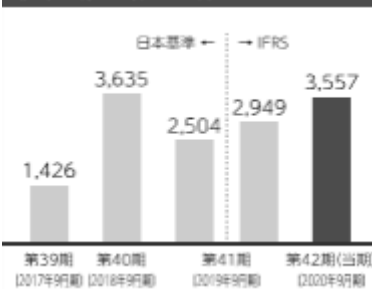
売上収益 (単位：百万円)



税引前利益 (単位：百万円)



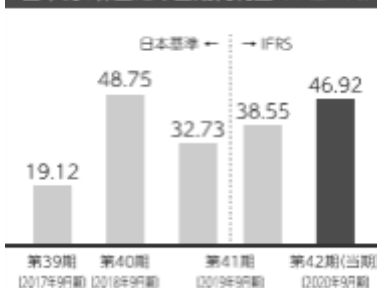
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：百万円)



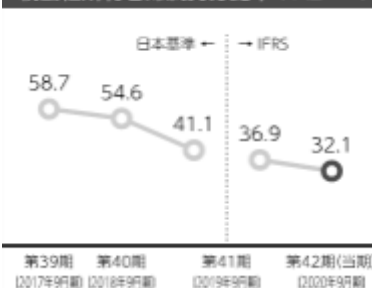
資産合計/資本合計 (単位：百万円)



基本的1株当たり当期純利益 (単位：円)



親会社所有者帰属持分比率 (単位：%)



(9) 対処すべき課題

当社グループでは、中核事業である建設技術者派遣及び製造業・IT業界向けエンジニア派遣事業（以下、あわせて「技術者派遣事業」といいます。）の成長をドライバーとしており、中期経営計画（2021年9月期～2025年9月期）最終年度においては、「グループ技術者数18,200人以上、連結売上収益1,140億円、連結営業利益165億円」を目標としております。

上記目標を達成するため、当社グループの経営課題と認識している内容は以下のとおりであります。

①採用力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業における売上高の成長には、派遣技術者数の増員が必要不可欠となります。そのため、中途採用を中心に積極的な採用活動を展開してまいります。具体的には、継続的な広告活動による応募者数の確保、採用拠点の増設及び統廃合などの効率化並びに採用担当者のスキル向上による承諾率向上を図ります。また、これまでは幅広い層の人材を採用してまいりましたが、後述する「②定着率の改善」を目的として、採用基準の厳格化及び採用面接時の見極めを精緻に実施してまいります。

②定着率の改善

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、技術力向上のため、継続して学習し、実務経験を多く積むことが技術者としての価値を高め、延いては企業価値の向上に繋がると考えております。そのため、一定以上の在籍年数が必要不可欠となります。特に建設業界は他業種と比較し定着率が低い傾向にあることから、当社では、新人技術者一人ひとりに対するフォロー担当の配備、定期的な技術研修や面談によるキャリア開発支援、また海外研修旅行の実施など各種施策に継続的に取り組み、定着率を安定した水準で維持できるように努めてまいります。

③技術力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、派遣技術者の技術力を向上させることが企業価値向上の源泉であると認識しております。そのため、顧客から信頼される知識・技術・人間力を兼ね備えた技術者の育成に努めてまいります。

建設技術者においては、入社後に行われる導入研修後も、年4回のステップアップ研修を必修とし、定期的に技術者一人ひとりの技術水準をチェックしております。また、各種資格取得を推奨しており、取得希望者のために特別講座を受講できる制度も設けております。さらに、座学による研修だけでなく、早期に実践的な技術を身につけるために、引き続きOJTの場を多く設け、技術力の向上を図ってまいります。

エンジニアにおいては、導入研修を通して、それぞれの基本的スキルを網羅した資格を取得します。約1～2年間をテクニカルスタッフとして就業した後、当社独自の再研修プログラムの受講により、より高度なエンジニアスキルの習得を目指すと同時に、高単価案件へのシフトも促進してまいります。

④営業力の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業では、継続的成長及び利益率の維持・向上のため、適正な能力を有した技術者を、適正な価格でマッチングするための強力な営業部隊が必要となります。そのため、営業部門に目標達成度合いにより報酬が決定する成果主義を導入しており、一人ひとりが常に目標達成のため戦略的に行動できる強い営業部門の構築に取り組んでおります。また、営業・管理部門、技術社員及び顧客との間で同一プラットフォームを整備するDX（デジタルトランスフォーメー

ション)を促進させ、営業活動及び事務手続きの効率化に取り組んでまいります。

⑤グループ企業としての運営体制の強化

当社グループでは、主要事業である技術者派遣事業を収益基盤としてより強固なものにすべく、技術者派遣及び関連事業を行う会社を中心にM&Aを行っております。各事業会社の特色は活かしつつ、引き続き買収した会社も含めたグループ運営体制の構築・強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) 夢テクノロジー	70,000 千円	100.00 %	人材派遣
(株) 夢プロエンジニア	65,000 千円	100.00 %	人材派遣
ネプラス(株)	50,000 千円	100.00 %	人材派遣・IT関連
(株) 夢真	110,000 千円	100.00 %	人材派遣
(株)インフォメーションポート	20,000 千円	93.15 %	人材派遣・IT関連
(株) 侍	110,000 千円	51.00 %	教育関連
ガレネット(株)	15,000 千円	70.00 %	人材派遣・IT関連
(株)アローインフォメーション	30,000 千円	100.00 %	人材派遣・IT関連

- (注)1. 当社は、2019年10月1日を効力発生日として、人材派遣事業を完全子会社である株式会社夢真に事業譲渡いたしました
2. 当社の完全子会社である三立機械設計株式会社は、2020年4月1日付で当社の完全子会社であるクルンテープ株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。
3. 2020年4月1日付をもってクルンテープ株式会社は、株式会社夢プロエンジニアに社名を変更しております。
4. 2020年4月30日付で株式会社アローインフォメーションの株式を取得し、連結子会社といたしました。
5. 当社の完全子会社である株式会社夢グローバルは、2020年9月1日付で当社の完全子会社である株式会社夢テクノロジーを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(11) 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

事業区分	事業内容
建設技術者派遣及び付随事業	施工管理技術者及びCADオペレーター派遣、施工図面の作成
エンジニア派遣及び付随事業	製造業・IT業界向けエンジニアの派遣、ソフトウェアの受託開発、ネットワーク機器の販売・レンタル、ベトナムでのオフショア開発
その他事業	海外現地人材への日本語教育及び人材活用ビジネス、フィリピン現地人材への日本語教育、ベトナム現地人材の日本語教育・採用支援、オンラインプログラミング学習サービスの企画及び運営、コンサルタント事業

(12) 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社

(株) 夢 テ ク ノ ロ ジ ー	本社：東京都千代田区
(株) 夢 プ ロ エ ン ジ	本社：東京都千代田区
ネ プ ラ ス (株)	本社：東京都千代田区
(株) 夢 真	本社：東京都千代田区
(株) インフォメーションポート	本社：東京都千代田区
(株) 侍	本社：東京都渋谷区
ガ レ ネ ッ ト (株)	本社：東京都千代田区
(株) アローインフォメーション	本社：東京都千代田区

(注) (株)夢テクノロジーは2019年11月5日をもって、東京都品川区より移転致しました。

(13) 使用人の状況 (2020年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設技術者派遣及び付随事業	5,781名	△585名
エンジニア派遣及び付随事業	3,955名	6名
その他の事業	48名	△55名
全社	64名	△17名
合計	9,787名	△712名

- (注) 1. 使用人数は、受入出向者を含み、社外への出向者を含まない就業人員であります。
 2. 全社には建設技術者派遣及び付随事業との兼務者が36名含まれております。
 3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、712名減少しましたのは、建設技術者派遣事業及び付随事業において採用を抑制したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
64名	6,417名減	38歳8ヶ月	4年5ヶ月

- (注) 1. 当社従業員は全て、当社子会社からの出向者及び当社子会社との兼務者であります。
 2. 平均勤続年数は、当社子会社での勤続年数を通算しております。
 3. 2020年10月1日付で株式会社夢真へ建設技術者派遣事業を承継する新設分割を行い、純粹持株会社に移行しております。

(14) 主要な借入先 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,713,303 千円
株式会社三井住友銀行	1,145,349 千円
株式会社三菱UFJ銀行	965,000 千円

その他企業集団の状況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 160,000,000株
 ② 発行済株式の総数 78,861,940株
 (注) 第10回新株予約権及び第13回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は19,500株増加しております。
 ③ 株主数 35,714名
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社佐藤総合企画	10,751,200株	14.18%
佐藤淑子	9,220,722株	12.16%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,860,000株	5.09%
山田央子	3,070,906株	4.05%
佐藤美央	3,070,906株	4.05%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,017,000株	3.98%
佐藤大央	2,007,206株	2.65%
株式会社弦巻商事	1,550,000株	2.04%
深井英樹	1,010,040株	1.33%
野村将博	412,000株	0.54%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,051,331株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得期間 2020年3月17日から2020年6月16日まで
 取得株式数 普通株式 800,000株
 取得総額 435,127,600円

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が当事業年度の末日において保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中の使用人等に対する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項（2020年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤大央	(株)夢真 代表取締役 (株)夢テクノロジー 代表取締役 ネプラス(株) 代表取締役 (株)アローインフォメーション 代表取締役 (有)佐藤総合企画 代表取締役
常務取締役	添田優作	経営企画本部本部長 (株)夢真 取締役専務執行役員
取締役	小川建二郎	(株)夢真 取締役執行役員副社長
取締役	藤井由康	財務経理本部本部長兼関係会社推進部部长
取締役	佐藤義清	
取締役	坂本朋博	SBI FinTech Solutions(株) 社外監査役
取締役	小田美紀	(株)フィナンテック 取締役
取締役	見田元	(株)メディックプランニングオフィス 監査役（現任） (株)ポイントスリー 社外取締役（現任） (株)LENDEX 社外取締役（現任）
常勤監査役	高橋宏文	
監査役	六川浩明	(株)青山財産ネットワークス 社外監査役 (株)システムソフト 社外監査役 (株)医学生物学研究所 社外監査役 (株)ツナググループ・ホールディングス 社外取締役 (株)オウケイウェイヴ 社外監査役 Abalance(株) 社外取締役
監査役	楠原正人	

- (注) 1. 取締役坂本朋博、小田美紀及び見田元の3名は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋宏文及び監査役六川浩明の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役六川浩明氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役佐藤真吾氏は2020年1月27日付で辞任しております。② 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責

任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	101,430 (10,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,200 (9,600)
合 計	12名 (5名)	114,630 (20,400)

- (注) 1. 2002年12月開催の第24回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額400,000千円以内（社外取締役の分を含み、使用人分給与は含みません。）と決議をいただいております。
2. 2015年12月開催の第37回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額15,000千円以内と決議をいただいております。
3. 上記には、2020年1月27日に辞任した取締役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

	坂本朋博 (取締役)	小田美紀 (取締役)
重要な兼職先と当社との関係	SBI FinTech Solutions(株)の社外監査役を兼任しております。なお、上記1社と当社に取引関係はなく、記載すべき事項はございません。	㈱フィナンテックの取締役を兼任しております。なお、上記1社と当社との間にはIRに関する業務委託の取引関係があります。
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
当事業年度における主な活動状況	当事業年度に開催された取締役会（電子会議を除く）12回の内10回に出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。	当事業年度に開催された取締役会（電子会議を除く）12回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。
	見田元 (取締役)	高橋宏文 (監査役)
重要な兼職先と当社との関係	㈱メディックプランニングオフィスの監査役、㈱ポイントスリーの社外取締役、㈱LENDEXの社外取締役を兼任しております。なお、上記3社と当社に取引関係はなく、記載すべき事項はございません。	該当なし
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし	該当なし
当事業年度における主な活動状況	2020年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会（電子会議を除く）10回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。	当事業年度に開催された取締役会（電子会議を除く）12回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。

	六 川 浩 明 (監 査 役)
重要な兼職先と当社との関係	㈱青山財産ネットワークスの社外監査役、㈱システムソフトの社外監査役、㈱医学生物学研究所の社外監査役、㈱ツナググループ・ホールディングスの社外取締役、㈱オウケイウェイヴの社外監査役及びAbalance㈱の社外取締役を兼任しております。なお、上記6社と当社に取引関係はなく、記載すべき事項はございません。
主要取引先等特定関係事業者との関係	該当なし
当事業年度における主な活動状況	当事業年度に開催された取締役会（電子会議を除く）12回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、有識者としての豊富な経験をもとに、必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,600千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、当社の会計監査人と十分な協議を重ねたうえで、監査報酬が決定されたものであることを確認し、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、当社は、会計監査人の適正な職務の執行が困難である場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項及び運用状況の概要

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、取締役会を定期的で開催して、取締役が相互に職務執行の法

令・定款への適合を監視する体制を構築しております。

また、コンプライアンス規程を制定・施行するとともに、コンプライアンス事務局を設けて全社的な管理を行い取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守するよう努力しております。

当社の内部監査本部は、グループ各社に対しても内部監査を行い、法令・定款適合性の監査を行っております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等（電磁的記録含む。）の保存及び管理を行っております。また、情報の保存及び管理に係る社内規程を整備しております。情報セキュリティに係る体制については、専門部署を設けて十分な体制を構築しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、リスク管理規程を制定・施行するとともに、発生確率・影響度に応じたリスクマップを作成し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行っております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、グループの中期経営計画を策定し、中期経営計画を具現化するため、事業年度ごとに業績目標を設定しております。

ロ. 当社及び当社子会社は、取締役の意思決定を効率的に執行するために、有効な職務分掌・稟議規程を定め業務執行組織を運営しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への報告・協議を義務付けております。

⑥ その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定・施行し、グループ全体の適正な経営方針を確保するための体制を整備するとともに、グループ会社を管理する部として関係会社推進部を設置し、監督・指導を行う体制を構築しております。

また、コンプライアンス、情報の保存・管理及びリスク管理については、当社が統括し、必要な助言・指導を行っております。

当社の内部監査本部は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っております。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議を行い、監査役を補助すべき使用人を指名しております。

なお、指名された使用人への指揮権は、補助をしている期間は監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けておりません。

⑧ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項

監査役が、取締役及び使用人から、業務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査を実施する社内各部署との協調・連携を強化しております。

⑨ 当社子会社の取締役・監査役・使用人、これらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

当社子会社の役員は、当社監査役会と定期的に会合を持ち、業務遂行に関する事項等について報告を行う体制を構築しております。

また、当社子会社の取締役・監査役・使用人は、当社監査役から業務遂行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

⑩ ⑧及び⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して、情報提供をした取締役及び使用人が当社及び当社子会社において不利益な取扱いを受けない制度をコンプライアンス規程にて定めております。

⑪ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等

当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めがあったときは、その費用等が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還並びに債務の処理を行います。

⑫ その他監査の実効性確保に関する事項

イ. 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有します。

ロ. 監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限を具体化する体制を整備しております。

ハ. 監査役は、コンプライアンス部署、情報保管・管理部署、リスク管理部署、内部監査本部との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行っております。

ニ. 監査役は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行います。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないことを企業倫理綱領及び行動基準として制定し、遵守事項として掲げております。また、反社会的勢力による不当請求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備しております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況につきましては、各部署において、その適切な運用に努めるとともに、当社の内部監査本部が業務処理統制監査において検証を行っております。また、当社の内部監査本部はその検証結果を内部監査報告書として代表取締役及び監査役会に対し、報告を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、永続的な事業の成長、資本効率の最適化による株主価値の向上とともに、安定的な配当に努めていきたいと考えております。

なお、配当金の額に関しましては、財務基盤の健全性と成長戦略を実行するための再投資資金等を総合的に勘案し決定しており、中間配当・期末配当の年2回実施いたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき20.00円とさせていただきます。なお中間期において、中間配当金1株につき15.00円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき35.00円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(単位：千円)

	第42期 2020年9月30日 現在		第42期 2020年9月30日 現在
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	17,013,057
現金及び現金同等物	24,774,996	社債及び借入金	2,674,832
営業債権及びその他の債権	15,426,037	営業債務及びその他の債務	566,979
棚卸資産	62,577	その他の金融負債	1,653,394
その他の金融資産	146,981	未払法人所得税	2,390,374
その他の流動資産	1,610,942	引当金	23,758
		その他の流動負債	9,703,718
非流動資産	11,624,153	非流動負債	7,824,851
有形固定資産	2,993,862	社債及び借入金	6,050,891
のれん	3,428,635	その他の金融負債	1,017,886
無形資産	1,122,850	退職給付に係る負債	352,183
投資不動産	224,802	引当金	182,410
その他の金融資産	1,790,015	繰延税金負債	216,982
繰延税金資産	2,028,385	その他の非流動負債	4,497
その他の非流動資産	35,602	負債合計	24,837,908
資産合計	36,399,150	資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	11,689,915
		資本金	828,751
		資本剰余金	10,803,705
		利益剰余金	2,458,544
		自己株式	△2,437,646
		その他の資本の構成要素	36,561
		非支配持分	△128,674
		資本合計	11,561,241
		負債及び資本合計	36,399,150

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第42期 自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日
売上収益	58,669,207
売上原価	42,493,872
売上総利益	16,175,335
販売費及び一般管理費	10,248,908
その他の収益	384,473
その他の費用	1,004,589
営業利益	5,306,311
金融収益	293,565
金融費用	523,506
税引前利益	5,076,370
法人所得税費用	1,513,570
当期利益	3,562,799
当期利益の帰属	
親会社の所有者	3,557,174
非支配持分	5,624
当期利益	3,562,799

連結持分変動計算書

自 2019年10月 1 日
(至 2020年 9 月30日)

(単位：千円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	新 株 予 約 権	在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー ・ ヘ ッ ジ
2019年10月 1 日残高	822,964	10,777,833	1,562,384	△ 2,001,463	37,839	△8,005	△3,633
当 期 利 益			3,557,174				
その他の包括利益						7,339	△10,310
当期包括利益合計	—	—	3,557,174	—	—	7,339	△10,310
新 株 の 発 行	5,786	6,233			△826		
剰 余 金 の 配 当			△ 2,670,671				
自 己 株 式 の 取 得				△ 436,182			
連結の範囲の変動			5,555				
株式に基づく報酬 取 引					14,158		
連結子会社株式の 取得による持分の 増 減		19,638					
利益剰余金への振 替			4,101				
所有者との取引額 合 計	5,786	25,871	△ 2,661,015	△ 436,182	13,332	—	—
2020年 9 月30日残高	828,751	10,803,705	2,458,544	△ 2,437,646	51,171	△666	△13,943

	親会社の所有者に帰属する持分		合 計	非 支 配 分 持 合 計	合 計
	その他の資本の構成要素				
	確定給付 制度の再 測 定	合 計			
2019年10月1日残高	—	26,200	11,187,920	△133,248	11,054,671
当 期 利 益	—	—	3,557,174	5,624	3,562,799
その他の包括利益	4,101	1,130	1,130	△1,050	80
当期包括利益合計	4,101	1,130	3,558,304	4,574	3,562,879
新 株 の 発 行	—	△826	11,193	—	11,193
剰 余 金 の 配 当	—	—	△2,670,671	—	△2,670,671
自己株式の取得	—	—	△436,182	—	△436,182
連結の範囲の変動	—	—	5,555	—	5,555
株式に基づく報酬 取 引	—	14,158	14,158	—	14,158
連結子会社株式の 取得による持分の 増 減	—	—	19,638	—	19,638
利益剰余金への振 替	△4,101	△4,101	—	—	—
所有者との取引額 合 計	△4,101	9,230	△3,056,309	—	△3,056,309
2020年9月30日残高	—	36,561	11,689,915	△128,674	11,561,241

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第42期 2020年9月30日 現在	科 目	第42期 2020年9月30日 現在
資産の部		負債の部	
流動資産	7,542,809	流動負債	2,990,476
現金及び預金	6,101,193	1年内返済予定の長期借入金	2,260,000
売掛金	66,712	リース債務	4,725
未収法人税等	757,148	未払金	538,463
その他	783,726	未払費用	14,638
貸倒引当金	△165,971	未払法人税等	22,652
固定資産	15,254,697	株主優待引当金	23,758
有形固定資産	475,737	その他	126,238
建物	211,823	固定負債	5,527,578
構築物	79	長期借入金	5,475,000
工具器具及び備品	14,083	長期リース債務	393
土地	245,011	資産除去債務	45,164
リース資産	4,740	その他	7,020
無形固定資産	31,924	負債の部合計	8,518,055
ソフトウェア	31,223	純資産の部	
その他	700	株主資本	14,239,882
投資その他の資産	14,747,035	資本金	828,751
投資有価証券	644,649	資本剰余金	12,417,585
関係会社株式	9,326,196	資本準備金	3,883,924
長期貸付金	3,880,111	その他資本剰余金	8,533,660
繰延税金資産	527,822	利益剰余金	3,486,875
その他	527,698	利益準備金	13,478
貸倒引当金	△159,443	その他利益剰余金	3,473,396
資産の部合計	22,797,506	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	3,373,396
		自己株式	△2,493,329
		評価・換算差額等	3,477
		その他有価証券評価差額金	3,477
		新株予約権	36,090
		純資産の部合計	14,279,451
		負債・純資産の部合計	22,797,506

損 益 計 算 書

(単位：千円)

科 目	第42期 自 2019年10月 1 日 至 2020年 9 月30日
I 売上高	4,222,311
II 売上原価	387
売上総利益	4,221,924
III 販売費及び一般管理費	689,103
営業利益	3,532,821
IV 営業外収益	342,908
受取利息	47,264
受取配当金	13,447
投資有価証券売却益	222,584
受取家賃	37,162
その他	22,448
V 営業外費用	262,553
支払利息	55,728
支払手数料	43,500
株主優待費用	45,820
投資事業組合運用損	91,619
その他	25,885
経常利益	3,613,175
VI 特別利益	53,220
関係会社株式売却益	52,999
新株予約権戻入益	220
VII 特別損失	913,366
関係会社株式評価損	561,121
貸倒引当金繰入額	255,108
その他	97,136
税引前当期純利益	2,753,029
法人税、住民税及び事業税	6,281
法人税等調整額	△174,216
当期純利益	2,920,964

株主資本等変動計算書

自 2019年10月 1 日
(至 2020年 9 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資 本 準備金	その他資本剰 余 金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	822,964	3,878,138	8,477,977	12,356,116	13,478	100,000	3,164,787	3,278,265
当 期 変 動 額								
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使 ）	5,786	5,786		5,786				
剰 余 金 の 配 当							△2,670,671	△2,670,671
当 期 純 利 益							2,920,964	2,920,964
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			55,683	55,683				
会 社 分 割 に よ る 増 加							△41,683	△41,683
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	5,786	5,786	55,683	61,469	-	-	208,609	208,609
当 期 末 残 高	828,751	3,883,924	8,533,660	12,417,585	13,478	100,000	3,373,396	3,486,875

	株主資本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券 評価差額金	評価・換 算 差額等合 計		
当期首残高	△2,001,463	14,455,882	176,696	176,696	36,470	14,669,049
当期変動額						
新株の発行（新 株予約権の行 使）		11,572				11,572
剰余金の配当		△2,670,671				△2,670,671
当期純利益		2,920,964				2,920,964
自己株式の取 得	△436,182	△436,182				△436,182
自己株式の処 分	△55,683	—				—
会社分割によ る 増 加		△41,683				△41,683
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）			△173,219	△173,219	△379	△173,598
当期変動額合計	△491,865	△215,999	△173,219	△173,219	△379	△389,598
当期末残高	△2,493,329	14,239,882	3,477	3,477	36,090	14,279,451

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定によりIFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

13社

連結子会社の名称

株式会社夢テクノロジー
株式会社夢プロエンジ
YUMEGLOBAL CORP.
YUMEGLOBAL CO., LTD.
ネプラス株式会社
Centurion Capital Pacific Limited
P30PLE4U, Inc.
YUMESHIN VIETNAM CO., LTD.
株式会社インフォメーションポート
株式会社侍
ガレネット株式会社
株式会社夢真
株式会社アローインフォメーション

当社は2019年10月1日を効力発生日として、人材派遣事業を株式会社夢真に承継させる新設分割を行いました。

株式会社クルンテープは2020年4月1日付で株式会社夢プロエンジへ名称変更しております。

株式会社アローインフォメーションは2020年4月30日付で株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

株式会社夢グローバルは2020年9月1日付で株式会社夢テクノロジーを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 金融資産

i. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

ii. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

iii. 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮してしま

す。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

iv. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

② 金融負債

i. 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債と償却原価で測定される金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

ii. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

iii. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップ等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しております。

i. 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動について

は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において純損益として認識しております。

ii. キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定されております。

(3) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去、原状回復費用及び借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～29年
- ・機械及び装置 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) のれん及び無形資産（使用権資産を除く）

① のれん

当社グループは、のれんを取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんは償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損

テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 顧客関連資産 14年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は資金生成単位で減損テストを実施しております。

(5) リース

(借手側)

リース開始日時点において、使用权資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しております。

使用权資産は、資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース期間には、対象資産を使用してきた期間についての過去の慣行及びその経済的理由から、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の減少額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース資産は、連結財政状態計算書に計上しており、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(6) 投資不動産

投資不動産は、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産であります。通常の営業過程で販売するものや、その他の管理目的で使用する不動産は含まれておりません。

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって表示し

ております。

土地以外の各資産については、見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っており、見積耐用年数は47年であります。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日に損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(8) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、退職後給付の制度として確定拠出制度を設けているほか、一部の子会社において確定給付制度を導入しております。

確定給付制度の会計処理は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、期末日の優良社債の市場利回りを参照し、給付支払の見積期日に対応するように決定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認

識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出制度の会計処理は、当該制度への拠出を従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しております。

有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

(9) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(10) 収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチを適用することにより収益を認識しております。(IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益を除く。)

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、主に派遣契約に基づき建設技術者派遣及びエンジニア派遣等のサービス提供を行っております。

これらのサービスは、主に契約期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。なお、派遣契約の進捗度は、顧客との労働者派遣契約に基づいて顧客に派遣した、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフの派遣期間の稼働実績に基づき測定しております。

なお、これらの契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(11) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

一方、金融費用は、主として支払利息から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(12) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替レートで、損益及びキャッシュ・フローは、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。この結果生じる換算差額はその他の包括利益で認識しております。

なお、在外営業活動体の持分全体の処分や支配の喪失を伴う一部の処分といった事案が発生した場合、処分した期に当該累積換算差額をその他の包括利益から損益に振り替えております。

(13) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除された貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	147,332千円
その他の流動資産	2,083千円
その他の金融資産（流動）	138,516千円
その他の金融資産（非流動）	6,652千円

2. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 1,427,270千円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式 (株)	78,842,440	19,500	—	78,861,940

(注) 発行済株式の総数の増加理由は、次のとおりです。

新株予約権の行使による新株の発行 19,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式(株)	2,653,531	801,300	—	3,454,831

(注)1. 上記自己株式には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得800,000株及び単元未満株式の買取り1,300株による増加分であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月19日 定時株主総会	普通株式	1,523,778	20.00	2019年9月30日	2019年12月20日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	1,146,893	15.00	2020年3月31日	2020年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,516,212	20.00	2020年 9月30日	2020年 12月21日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 90,700株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、流動性リスク、市場リスク等に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、デリバティブ取引を金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社は、財務経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、取引相手ごとに債権の発生から消滅に至るまでの管理、未回収の場合の保全措置等を行って、リスク低減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中

した信用リスクを有しておりません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 市場リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。

当社グループは、定期的に時価や市況、発行体の財務状態等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2020年9月30日における帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
(金融資産)		
長期貸付金(*1)	148,818	144,019
合計	148,818	144,019
(金融負債)		
社債(*2)	66,229	65,832
長期借入金(*3)	8,559,494	8,516,743
合計	8,625,723	8,582,575

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(*2) 1年内返済予定の社債を含めております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

長期貸付金

元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

社債及び長期借入金

元利金の合計額を、当該社債又は借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社は、茨城県において、賃貸ビルを所有しております。当連結会計年度における当該投資不動産に関する賃貸損益は8,099千円（投資不動産からの賃貸料収入及びそれに

伴って発生する直接営業費の金額は、それぞれ連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に計上)であります。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：千円)

連結財政状態計算書計上額			当連結会計年度末の 公正価値
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
229,718	△4,915	224,802	196,300

(注)1. 連結財政状態計算書の計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した額であります。

2. 主な変動

減少 減価償却 4,915千円

3. 当連結会計年度末の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 155円 02銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 46円 92銭 |

重要な後発事象に関する注記

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の役員及び従業員（非正規雇用社員を除く）に対し、【1】第14回新株予約権及び【2】第15回新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

新株予約権の発行要綱

【1】第14回新株予約権

1. 新株予約権の数

15,000個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は3,632円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年11月19

日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である74円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年1月1日から2025年12月31日（但し、2025年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

①2022年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

②2023年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3

③2024年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年9月期乃至2023年9月期の各年度において、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。

(a) 2021年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額5,800百万円を超過且つ当社退職率が26.8%以下の場合本新株予約権の1/3行使可能

(b) 2022年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額が6,200百万円を超過且つ当社退職率が26.2%以下の場合本新株予約権の1/3行使可能

(c) 2023年9月期の建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額が

7,000百万円を超過且つ当社退職率が25.8%以下の場合本新株予約権の1/3行使可能

なお、建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書における建設技術者派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年2月8日

5. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

6. 申込期日

2021年1月15日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月8日

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

建設技術者派遣及び付随事業に従事する当社100%子会社の役員及び従業員（非正規雇用社員を除く）の合計5,208名のうち、希望する者に対して、合計で上限15,000個を割り当てる。

【2】第15回新株予約権

1. 新株予約権の数

15,600個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は3,804円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年11月19

日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である74円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年1月1日から2025年12月31日（但し、2025年12月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

上記にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間（いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。）において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

①2023年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

②2024年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の2/3

③2025年1月1日から2025年12月31日まで

新株予約権が割当てを受けた新株予約権の総数の100%

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年9月期乃至2024年9月期の各年度において、下記に掲げる各号の条件を達成した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができるものとする。

(a) 2021年9月期及び2022年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益合計の額が1,800百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

(b) 2023年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が2,500百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

(c) 2024年9月期のエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額が5,000百万円を超過した場合本新株予約権の1/3行使可能

なお、エンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書におけるエンジニア派遣及び付随事業のセグメント利益の額を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照す

べき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2021年2月8日

5. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

6. 申込期日

2021年1月15日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月8日

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

エンジニア派遣及び付随事業に従事する当社100%子会社及び当社100%子会社以外の連結子会社の役員及び従業員（非正規雇用社員を除く）の合計3,957名のうち、希望する者に対して、合計で上限15,600個を割り当てる。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7 ～ 47年

工具器具及び備品 2 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入限度額のほか、滞留状況の分析に基づく回収不能見込額を計上しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要と認められる額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年

度に見合う分を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金

・ヘッジ方針

金利スワップ取引は、借入金金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

・ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているものについては、決算日における有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収法人税等」(前事業年度は3,157千円)については、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「前払費用」(当事業年度は39,151千円)、「未収収益」(当事業年度は14,690千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「短期借入金」(当事業年度は100,000千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前事業年度は696千円)は、営業外収益の総額に占める金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」(前事業年度は7,200千円)、「投資事業組合運用損」(前事業年度は23,949千円)は、営業外費用の総額に占める金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「貸貸収入原価」(当事業年度は21,411千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当事業年度は86,593千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

(1) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	160,530千円
投資その他の資産	59,398千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

売掛金	66,712千円
短期貸付金	289,626千円
1年内返済予定の長期貸付金	247,500千円
短期金銭債権	74,068千円
長期貸付金	3,880,111千円
未払金	468,120千円
未払費用	10,593千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	4,674,172千円
営業取引以外の取引による取引高	65,622千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,653,531	801,300	—	3,454,831

(注)1. 上記自己株式には、「業績連動型株式報酬信託」の信託口が保有する自己株式を含めております。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得800,000株及び単元未満株式の買取り1,300株による増加分であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	99,642千円
投資有価証券評価損	64,424千円
関係会社株式評価損	157,736千円
繰越欠損金	99,360千円
その他	118,736千円
繰延税金資産 合計	<u>539,900千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する費用	△5,474千円
その他有価証券評価差額金	△6,604千円
繰延税金負債 合計	<u>△12,078千円</u>
繰延税金資産の純額	527,822千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産として事務機器等があります。

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 容 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株夢真	所有 直 接 100.0%	役員 兼 任 資 金 の 援 助	配当の受取	3,500,000	—	—
				事務所の転貸	220,735	その他の流動資産	20,364
				出向の受入	139,729	未払金	13,802
						未払費用	9,115
				資金の貸付(注)1	4,500,000	長期貸付金	2,500,000
				貸付の返済	2,000,000		
	株夢テクノロジー	所有 直接100.0%	役員 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付(注)1	700,000	その他の流動資産	400,000
				貸付の返済	140,000	長期貸付金	785,000
	株インフォメーションポート	所有 直接93.2%	役員 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付(注)1	100,000	その他の流動資産	47,500
				貸付の返済	24,500	長期貸付金	259,750
	株侍	所有 直接51.0%	役員 兼 任 資 金 の 援 助	資金の貸付(注)1	340,000	その他の流動資産	30,000
				貸付の返済	75,000	長期貸付金	245,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	188円 89銭
(2) 1株当たり当期純利益	38円 53銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表に記載の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社 夢真ホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士田 村 知 弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社夢真ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社夢真ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社 夢真ホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業務執行社員士
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞
業務執行社員士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社夢真ホールディングスの2019年10月1日から2020年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

株式会社 夢真ホールディングス 監査役会

常勤監査役 高橋 宏 文[Ⓔ]

監査役 六川 浩 明[Ⓔ]

監査役 楠 原 正 人[Ⓔ]

(注) 監査役高橋宏文及び監査役六川浩明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上